事務連絡

令和３年４月２６日

関係団体の長　殿

農林水産省食料産業局食品製造課長

男女共同参画の取組強化のお願い

農林水産行政の推進につき、平素より格別の御協力、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、令和２年12月25日に「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下「５次計画」という。）を閣議決定し、これを強力に推進していくこととしています。

５次計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30％程度となるよう目指して取組を進める」こととし、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」こととしています。

つきましては、かかる趣旨を御理解いただき、貴団体におきましても、役員や管理職への女性の積極的な登用を推進していただくとともに、貴組織の下部団体・機関又は関係団体・各機関に対しても、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

（参考）

男女参画共同計画

　<https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html>